

第4章 基本方針と施策・推進体制

I 基本方針と施策

目標 I 安心して生活ができるまち

基本方針 1 子育て・教育体制の充実



➤ めざす姿

- (1) 外国人市民が、安心して出産・育児・子育てをすることができる。
- (2) 外国にルーツのある子どもたちへの教育及び養育環境が整い、すべての子どもが安心して就学することができるとともに、外国人保護者が学校と連携し子どもを安心して育てられる。
- (3) 外国にルーツのある子どもが自分のアイデンティティーを大切にし、自由に進路選択することができる。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が、本市で、出産・育児・子育てをする中、日常会話はできるが、医療や教育に関する専門的な言葉が分からずに不安を抱えるケースも増加しています。多言語での情報提供を行うとともに、不安を一人で抱えずに相談できる体制を整えることが必要です。
- (2) 外国にルーツを持つ子どもやその保護者が、日本語を習得し学習意欲を高めるよう支援体制を充実させていくことが必要です。また、外国のルーツやアイデンティティーを尊重し、様々な分野で活躍できる人材を育成していくことが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体 ○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
1-① 安心して子育て ができる環境整 備	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健に関する多言語での情報提供 ・多言語版母子手帳の交付 ・妊娠出産子育てに関する相談の多言語対応 (タブレット活用) 	◎健康推進課 ◎子ども未来課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・認定こども園に関する多言語での情報提供 ・申込書の多言語化、多言語対応の職員の配置 	◎子ども未来課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツを持つ子どもやその保護者への生活指導 ・外国人保護者への日本の学校生活ガイダンス資料の提供 	◎学校教育課 ◎子ども未来課	○国際交流協会

1-② 子どもが安心して教育が受けられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小中学校に関する多言語での情報提供 ・ 進学に関する多言語での情報提供 	◎学校教育課	◎学校
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国にルーツを持つ子どもへの学習支援、日本語指導及び生活指導 ・ スクールサポーターの配置 ・ 生活保護世帯の子どもへの学習支援 	◎生活福祉課 ◎学校教育課	○国際交流協会 ○学校
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人保護者同士の情報交換会や外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり ・ 外国にルーツを持つ家庭サポーターの養成 ・ 学校と外国人保護者との連携サポート 	○学校教育課 ○子ども未来課	◎国際交流協会 ○学校

基本方針 2 就労環境の整備、新たな担い手の育成

8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



➤ めざす姿

- (1) 市内で新たに働きたい外国人求職者が適切な情報を得て就労し、日本語能力や就労に必要なスキルを身につける機会が提供されている。
- (2) 外国人も安心して働ける職場環境が提供されるとともに、市内の事業者が必要とする人材が確保されている。
- (3) 市内企業における外国人留学生等の就職や定着が進んでいる。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民の多くが就労しているが、生活状況などの都合で、転職を希望する外国人市民も多くいます。就業するための日本語能力の向上とともに、ハローワーク等との連携による雇用に関する情報提供や就業機会の確保が必要です。
- (2) 日本で就職を希望する外国人留学生は年々増加しています。しかし本市の企業を知ってもらう機会が少ないため、企業と外国人留学生の交流機会を設け、市内企業で活躍してもらう人材確保が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携	
		行政	主な団体
2-① 就労支援の充実	・外国人の労働関係に関する相談窓口の充実	◎生活福祉課 ◎商工振興課	○国際交流協会
	・外国人労働者への日本語教育 ・市内外国人雇用企業への日本語教室の周知・啓発	◇商工振興課	◎国際交流協会 ◇市内企業
	・外国人の労働環境の整備・向上	○商工振興課	◎市内企業 ○国際交流協会
2-② 外国人の能力を活かした地域産業の活性化	・市内企業への意識啓発 ・グローバル人材の雇用についての理解促進・周知	◎商工振興課	◎国際交流協会
	・外国人留学生と市内企業との交流会の開催 ・（公財）京都府国際センター等主催の外国人留学生との交流会への参加促進 新規 ・外国人留学生の市内企業へのインターンシップの受入れ	◎商工振興課	◎国際交流協会 ◇市内企業

基本方針 3 健康で安心して暮らせる環境づくり



➤ めざす姿

- (1) 適切な情報提供や多言語環境の整備により、健康保険の加入や総合検診の受診、医療機関の利用等、医療・保健・福祉・介護分野でのサービスが受けられている。
- (2) 生活する場面（ゴミの出し方、公共交通の利用、救急車の利用等）で不自由なく生活ができています。
- (3) 日常生活の困りごとについて、相談窓口の活用ができています。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民だけでなく、一時的に本市に滞在する外国人も市内の医療機関を受診することがあります。不安なく受診できるような医療機関での対応や情報提供が必要です。
- (2) 外国人市民にとって、日本と母国での保健・医療・福祉の制度が異なるために、日本の制度等が理解しにくい場合があります。適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられるよう各種制度等の周知に努めます。また、日本での生活や身近な生活ルールについて理解を深めるための取組が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携	
		行政	主な団体
3-① 安心して受診できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内医療機関での問診票の多言語化 ・ タブレットや翻訳機器の活用 	◎医療政策課	○医療機関
3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断や健康相談に関する多言語での情報提供 	◎健康推進課 ○各市民局	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険、国民年金制度に関する多言語での情報提供 ・ 多言語版パンフレットを窓口配布 	◎保険事業課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉制度に関する多言語での情報提供 	◎生活福祉課 ◎障害者福祉課 ◎長寿福祉課 ○各市民局	○国際交流協会 ○社会福祉協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民にとって分かりやすい生活に関する説明会（ゴミ、公共交通、119番通報）の開催とその活用促進 	◎政策企画課 ○生活環境課 ○消防本部	◎国際交流協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民および日本人市民、市内企業への外国人相談窓口の周知 新規 	◎政策企画課 ◎商工振興課 ○各市民局	◎国際交流協会

基本方針 4

災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備



➤ めざす姿

- (1) 外国人市民が市内で起きる災害や避難施設についての知識を持つとともに、外国人市民及び外国人観光客に対し災害時への対応についての情報が適切に伝わる。
- (2) 外国人市民が生活するすべての地区で防災訓練が実施され、外国人市民も参加している。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 災害発生後、外国人市民に情報を届ける“災害時多言語情報センター”の設置を含めた協定を国際交流協会と締結し災害時の支援体制を整備していることから、災害時に備え日ごろから関係団体との連携を図り、言葉や図など様々な方法で情報を伝達することが必要です。
- (2) 外国人市民の多くが20代から40代と若い世代であるため、防災の知識を高め地域での支援活動に支援者として参加できるよう、防災教育を充実させることが必要です。
- (3) 外国人市民に対する、防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ることが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携	
		◎ = 推進主体 ○ = 連携・協力 ◇ = 参加・参画	
		行政	主な団体
4-① 災害時における情報伝達手段・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による災害情報発信体制の充実 ・外国人観光客への災害対応として市内宿泊施設との連携 新規 	○総務課 ○観光振興課	◎国際交流協会 ○観光公社
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人への支援対応の充実 ・災害時外国人支援マニュアルを基にした訓練の実施 ・災害時外国人支援ボランティアの育成 ・他地域・他団体との災害時外国人支援の連携・協力 	○総務課	◎国際交流協会
4-② 防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民を対象とした防災教育の実施と防災訓練の実施 ・地域の防災訓練への外国人市民の参加促進 	○総務課 ○消防本部	◎国際交流協会 ○警察 ◇区長連絡協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ、避難場所一覧の多言語化 ・（公財）京都府国際センター防災ガイドブックの活用 	◎総務課	○国際交流協会
4-③ 防犯・交通安全の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民への防犯・交通安全に関する意識啓発 ・外国人市民を対象とした自転車・自動車の安全運転講習会の実施 	○市民課	◎国際交流協会 ◎警察 ◇市内企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯・交通安全多言語版パンフレットの活用 	○市民課	◎国際交流協会 ◇市内企業

目標 II 言葉の壁を乗り越えるまち

基本方針 5 日本語教育の充実



➤ めざす姿

- (1) 外国人市民のニーズ、レベルに合った日本語学習の機会が豊富に実施されている。
- (2) 日本語を習得した外国人市民が、地域社会の担い手として参画している。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ環境の整備が必要です。日本語の学習を必要とする人への学習機会を提供すると同時に、外国人（外国籍の児童、生徒などを含む）のレベルやニーズに応じた日本語教育を充実させることが必要です。
- (2) 日本語教室を開催する上で、非常に重要な役割を担っている日本語ボランティアの養成が必要です。
- (3) 日本語ボランティアと日本語を母語としない市民との交流等を通じて、日本語学習及び日本社会・文化学習について支援するとともに、外国人市民と地域とのつながりをつくる必要があります。

施策	具体的な施策	推進・連携	
		行政	主な団体
5-① 日本語教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室の開催 ・外国人市民及び外国人雇用企業への周知 新規 	○商工振興課	◎国際交流協会 ○商工会
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導の充実 ・学校と連携し放課後等を活用した日本語サポートの実施 	◎学校教育課	◎国際交流協会 ○学校
5-② 日本語ボラン ティアの養成と連 携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語ボランティアの養成 ・日本語ボランティア募集についての周知 	○政策企画課	◎国際交流協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域の日本語教室との連携・情報共有 	○政策企画課	◎国際交流協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育関係団体（京都にほんご Rings、文化庁）との連携強化 	○政策企画課	◎国際交流協会

基本方針 6

多言語での情報提供・相談体制の充実



➤ めざす姿

- (1) 外国人市民や外国人観光客に、多様な言語と手段によって必要な情報が伝わっている。また、日常生活のことが身近に相談できる環境や体制が整っている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 日本語を母語としない市民にも、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらい、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語や「やさしい日本語」による情報提供の充実と「やさしい日本語」の普及・活用が必要です。
- (2) 外国人市民の母語力を活かし、ラジオやケーブルテレビでの番組制作に携わる人材発掘と育成が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体 ○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
6-① 多言語での情報提供の充実	・市公式ホームページの多言語化	◎秘書広報広聴課	
	・広報紙の多言語化	◎秘書広報広聴課 ○政策企画課	
	・ケーブルテレビでの外国語番組の制作、放送	◎デジタル戦略課	○国際交流協会
	・ラジオでの外国語番組の制作、放送 ・外国人市民へのラジオ番組の周知		◎国際交流協会 ◎FM たんご
	・サイン（市役所や市内に設置された公共の案内看板等）の多言語化 ・市内レストランのメニューや看板等の多言語化	◎総務課 ○政策企画課	◎観光公社 ◇市内企業
6-② 多言語での相談体制の充実	・「やさしい日本語」の使用による、外国人にも分かりやすい窓口対応	◎政策企画課 ◇各市民局	◎国際交流協会
	・「やさしい日本語」研修会の開催と参加促進		
	・通訳・翻訳者の養成 ・翻訳アプリの周知と活用促進 新規	◎政策企画課	◎国際交流協会

参考：「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、日本語があまり得意でない外国人の方に、わかりやすい言葉や表現に言い換えたりした日本語のことです。

また、子ども、高齢者、障がいのある方などにとっても、分かりやすいコミュニケーション手段の1つです。

基本方針 7 外国語の学習機会の充実



➤ めざす姿

- (1) 多言語や多文化を学ぶ機会が充実しており、積極的に外国人とのコミュニケーションを図ることができる。また、グローバルな視点だけでなく、ローカルな視点も持つ人材が育つ環境が整っている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民や外国人観光客とのコミュニケーションを十分に図ることのできる人材の育成が必要です。
- (2) 日本人市民も含めて、多言語や多文化を学ぶ機会を増やすことが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎＝推進主体 ○＝連携・協力 ◇＝参加・参画	
		行政	主な団体
7-① 外国語や多文化についての学習機会の充実	・ 語学講座や国際理解を深めるための機会の提供 ・ 未就学児や児童、生徒への英語に触れる機会の提供	◎学校教育課	○国際交流協会
	・ 市内事業所等への語学講座の開催	○商工振興課 ○観光振興課	◎観光公社 ◇市内企業
	・ 外国人市民との語学交流の機会の提供 ・ 地域や公民館活動等での交流機会の推進	○生涯学習課	◎国際交流協会 ○区長連絡協議会 ◇女性連絡協議会

目標Ⅲ フレンドシップを育むまち

基本方針 8 地域社会に対する意識啓発



➤ めざす姿

- (1) 多文化共生に対する理解が進み、外国人市民の人権が尊重されるとともに、誰もがまちづくりに参画できる。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市民団体等がそれぞれの活動の中で、国籍や言語を超え、様々な活動を外国人市民とともに行えるよう、外国人市民と市民団体等のプラットフォームとなる体制を整備することが必要です。
- (2) 国籍に関わらず、まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成を進め、持続的な多文化共生のまちづくりが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携	
		行政	主な団体
8-① 多文化共生についての意識啓発	・ 人権尊重、多文化共生等についての意識啓発、理解促進 ・ 講演会及びワークショップの開催と参加促進	◎市民課 ○政策企画課	○国際交流協会
	・ 自治会・新たな地域コミュニティ組織・市民団体等に対する多文化共生についての意識啓発、理解促進	◎地域コミュニティ推進課 ◎市民課	○国際交流協会
	・ 小中学校における多文化共生授業の実施	◎学校教育課	◎学校
	・ 教職員に対する多文化共生への意識啓発、理解促進 ・ 外国にルーツを持つ家庭への理解促進	◎学校教育課	◎国際交流協会 ○学校
8-② 多文化共生に関わる人材育成	・ 外国人市民と日本人市民との橋渡し役となる人材の把握、育成	◎政策企画課	◎国際交流協会 ◇区長連絡協議会 ◇市内企業

基本方針 9 外国人市民の自立と社会参画



➤ めざす姿

- (1) 外国人市民が日本人市民と同様に、地域の担い手として地域活動やイベントに参加できている。
- (2) 外国人市民が市内の文化・スポーツ団体等に加入するなど、文化的で豊かな生活を送ることができている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民も、地域社会の持続や活性化のために必要な存在です。ちがいを生かし、誰もが地域社会でいきいきと暮らせるような環境整備が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎=推進主体 ○=連携・協力 ◇=参加・参画	
		行政	主な団体
9-① 外国人市民の社会参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や新たな地域コミュニティ組織の地域活動やイベント（運動会や祭り等）に関する外国人市民への情報提供の充実、参加促進 ・地域と外国人雇用企業との連携・促進 ・外国人市民に向けた地域のボランティア団体についての情報発信と参加促進 	◎政策企画課	◎国際交流協会 ○社会福祉協議会 ○区長連絡協議会 ◇市内企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活躍する外国人市民の紹介 ・市広報紙やケーブルテレビ、ラジオなどを活用した周知 	◎秘書広報広聴課 ◎デジタル戦略課 ○政策企画課	
9-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生や国際交流を行っている市民団体等への活動支援 	◎地域コミュニティ推進課 ○政策企画課	
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ団体等に外国人市民が参加しやすい環境の整備 ・公民館活動等での情報発信 ・外国人市民への活動体験機会の提供 	◎生涯学習課	○国際交流協会 ◇区長連絡協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民からの意見や要望の聴取と反映 ・外国人相談窓口の活用 	○秘書広報広聴課	◎国際交流協会

目標Ⅳ 国際色豊かでのぎわうまち

基本方針 10 京丹後市の魅力発信



➤ めざす姿

- (1) 外国人観光客に対して、市内の観光サインやパンフレットが多言語化されているとともに、多言語に対応できる体制や手段が整っている。
- (2) 本市の魅力が海外に向かって情報発信され、関心が持たれている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市内の観光サインやパンフレット等の多言語化を図ると同時に、多言語対応だけでなく、外国人観光客の文化的、宗教的背景を理解し、京丹後市で安心して滞在できる取組が必要です。
- (2) 外国人に対し本市の魅力を知ってもらえるような機会や場を提供し、外国人市民や外国人観光客等による海外への魅力発信の取組が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎=推進主体 ○=連携・協力 ◇=参加・参画	
		行政	団体
10-① 観光情報の発信 や京丹後市の魅力PR	・観光サインやパンフレット等の多言語化	◎観光振興課	◎観光公社
	・SNS や HP 等を活用した多言語での京丹後市の魅力PR ・外国人市民による海外への情報発信の仕組みづくり	◎政策企画課 ○秘書広報広聴課	◎国際交流協会 ◎観光公社
	・外国語による京丹後市の番組制作、放送、情報発信	◎デジタル戦略課	◎国際交流協会 ◎FM たんご
10-② 外国人来訪者の 受入体制の整備	・外国人を対象とした体験ツアーの企画 ・市外在住外国人へのツアー等の周知	○観光振興課	◎観光公社 ○国際交流協会

基本方針 11 交流人口の増加

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



➤ めざす姿

- (1) たくさんの国内外の外国人が、本市の豊かな自然や食、市民との交流などを求めて訪れている。
- (2) 市で毎年行われる、ウルトラマラソン等の各種スポーツイベント等に国内外の外国人が参加し、日本人市民との交流も図られている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 国内外の外国人に、本市に滞在してもらえる機会を増やすとともに、市民との交流の機会を設け、交流人口の増加に繋がる取組が必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携 ◎=推進主体 ○=連携・協力 ◇=参加・参画	
		行政	主な団体
11-① 交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と市外在住外国人との交流の機会の提供 ・ 市内団体での交流機会の実施を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ◎国際交流協会 ○女性連絡協議会 ◇区長連絡協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外在住外国人のインターンシップの受入 ・ 教育旅行の受入 ・ 市内外在住外国人への市内開催スポーツイベント等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ◎商工振興課 ◎観光振興課 ◎生涯学習課 	<ul style="list-style-type: none"> ◎国際交流協会 ◎観光公社 ◇市内企業
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生対象のグローバル人材育成 ・ ICTを活用した海外交流促進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎政策企画課 ◎学校教育課 	
11-② 移住希望者への 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外在住外国人への「京丹後市移住支援サイト」の周知 新規 	◎政策企画課	

基本方針 12 他地域・他団体との連携・協力

17 パートナシップで
目標を達成しよう



➤ めざす姿

- (1) 国・府や国際交流関係団体との連携により、各分野において情報収集と活用がされており、多文化共生社会が実現されている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 国・府や他地域の国際交流協会等と広域なネットワークを構築し、各分野において、多文化共生に係る情報を収集、活用することが必要です。

施策	具体的な施策	推進・連携	
		行政	主な団体
12-① 他地域・他団体 との各分野での 連携協力	・国、府及び他市町との連携、情報交換	◎政策企画課	○国際交流協会
	・京都府国際センターや他地域の国際交流協会との 協力・連携	◎政策企画課	○国際交流協会
12-② 国際交流協会の 機能充実	・持続可能な国際交流協会の運営支援	◎政策企画課	◇国際交流協会

Ⅱ プランの進捗管理と推進体制

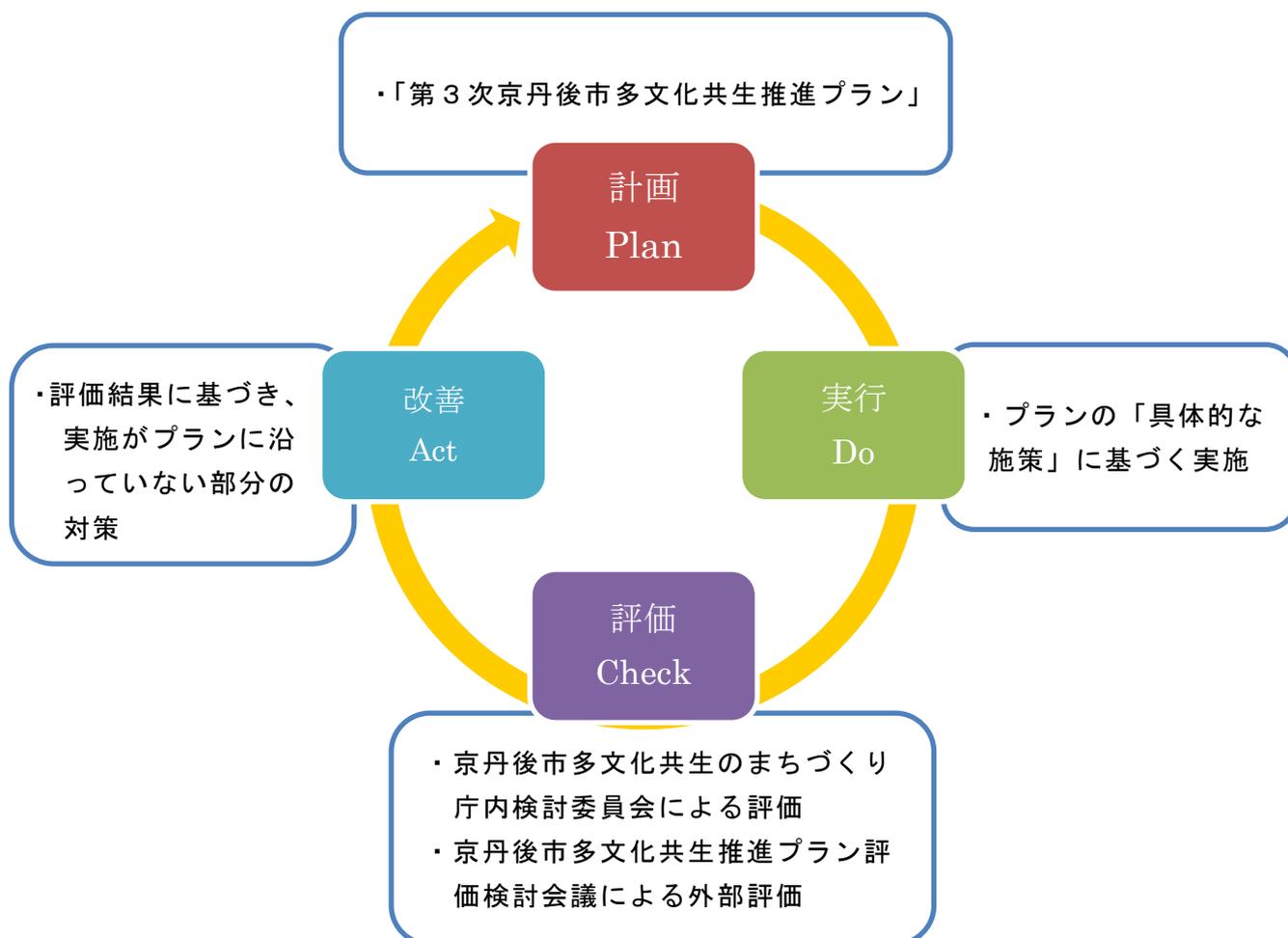
1 進捗管理

プランの推進には、確実な推進体制の構築と併せて、PDCA サイクル (*1) に基づく、評価と改善といった進捗管理が必要です。

***1 PDCA サイクル：**

計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に実施するマネジメントサイクル。

【プランの進捗管理】



2 推進体制

(1) 市役所、市国際交流協会、その他関係機関の連携強化

市役所と国際交流協会が緊密に連携をとりながら施策を推進するとともに、学校、保育所・こども園、ハローワーク、警察署などの関係機関や関係者が連携を密にして情報共有を図り、ネットワークを構築し、多文化共生の取組を推進します。

(2) 市役所での取組

市役所に横断的組織である「京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会」を設置し、市役所の各部署が連携して、市役所全体で多文化共生の取組を推進します。

(3) 市民、地域、団体、事業者との連携促進

多文化共生の地域づくりを実現するためには、行政だけでなく、多文化共生に取り組む各種団体が連携し効果的に取組を推進することが必要です。

各種団体の代表者を構成員とした「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」を設置して、評価を行うとともに、市民、地域、団体、事業者の方々と連携・協力しながら、本プランに掲げる取組を推進するために、情報共有や意見交換を積極的に進めます。